

## 地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービスを提供する場合の届出について

地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所(以下「事業所」という。)の設備を利用して、介護保険制度外の自主事業として「宿泊サービス」を提供する際には、事業所指定権者へ届け出る必要がありますので、該当する事業所については、以下により届出を行ってください。

※「宿泊サービス」とは、事業所の営業時間外に、その設備を利用し、当該事業所の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に事業所以外のサービスとして提供することをいいます。

### 【届出の内容・提出期限・提出書類の詳細】

内容	提出期限	提出書類
宿泊サービスの提供を開始するとき	宿泊サービス提供開始前	<ul style="list-style-type: none"><li>● 以下の届出書</li><li>● 平面図(宿泊場所がわかるように明記)</li></ul>
届出内容に変更があったとき	変更後10日以内	<ul style="list-style-type: none"><li>● 以下の届出書</li></ul>
宿泊サービスを休止又は廃止するとき	休止又は廃止の日の1カ月前まで	<ul style="list-style-type: none"><li>● 以下の届出書</li></ul>

### 【届出方法】

[e-kanagawa 電子申請システム](#)を用いて届出を行ってください。

(注意)大和市への届出は、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護のみです。(通所介護については神奈川県に届出してください。)

### 【届出様式】

「指定通所介護事業所等における宿泊サービス実施に関する届出書」

(当該資料掲載 HP「7.その他共通書式等(参考含む)」の「その他様式一覧」の No.4 に掲載)

### 【宿泊サービスに関する指針について】

宿泊サービスの提供については、利用者保護の観点及び宿泊サービスの最低限の質を担保するという観点から、厚生労働省が指針を定めています。宿泊サービスを提供する際には、当該指針に沿った事業運営に努めていただくようお願いします。